

基礎から学ぶPFS/SIB

令和7年7月18日



内閣府 成果連動型事業推進室



1. PFSの概要
2. PFS事業の実施手順
3. PFSの活用事例
4. 国の支援メニュー

PFSの概要

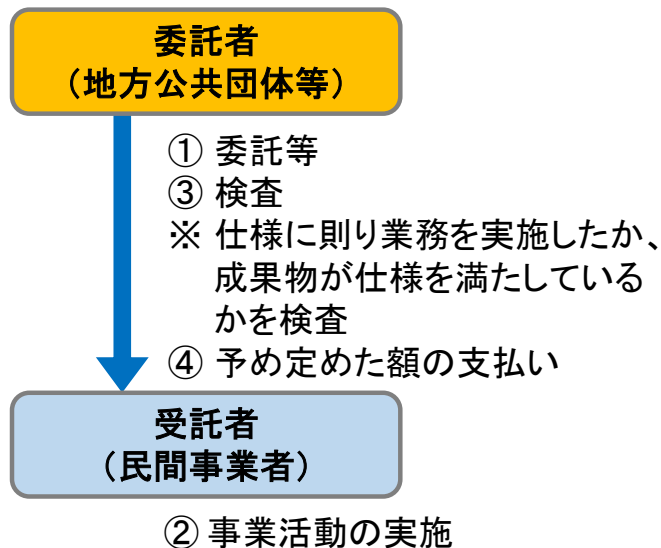


成果連動型民間委託契約方式(Pay for Success:PFS)の概要

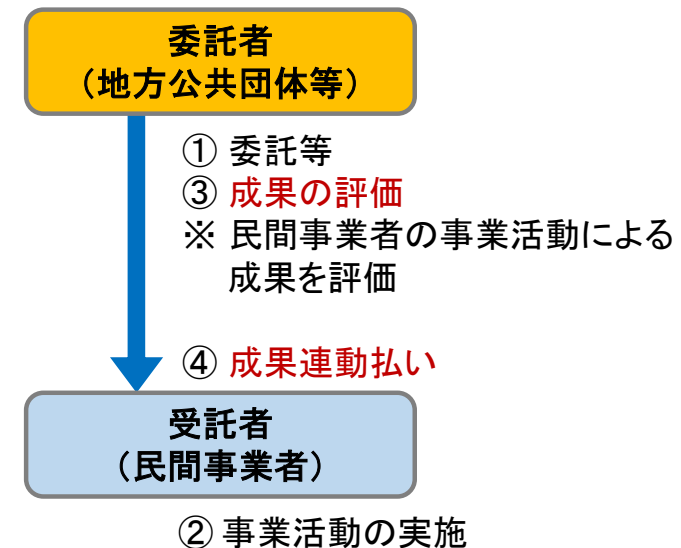


- 成果連動型民間委託契約方式(PFS)とは、
 - ① 国や地方公共団体等が民間事業者に委託等して実施する事業のうち、
 - ② その事業により解決を目指す社会課題に対応したアウトカムから成果指標を設定し、
 - ③ 地方公共団体等が支払う額等が、当該成果指標値の改善状況に連動する事業方式である。
- PFS事業においては、地方公共団体等から民間事業者に対する支払額等が、事業の成果指標値の改善状況に連動するというリスク(以下「成果連動リスク」という。)を民間事業者が負うとともに、事業活動の実施方法に係る一定の裁量を民間事業者が付与し、また、成果連動リスクに見合ったリターンを支払う契約を行う。
- PFSの活用により期待される効果として、具体的なアウトカムの達成による社会課題の解決のみならず、委託者、受託者及び資金提供者等の全てのステークホルダーの協力が促されること、事業にまつわる意思決定に関する説明責任がより果たされるようになること、イノベーションが促されて事業効果が高まることなどがある。

【従来型の委託事業】



【PFS事業】

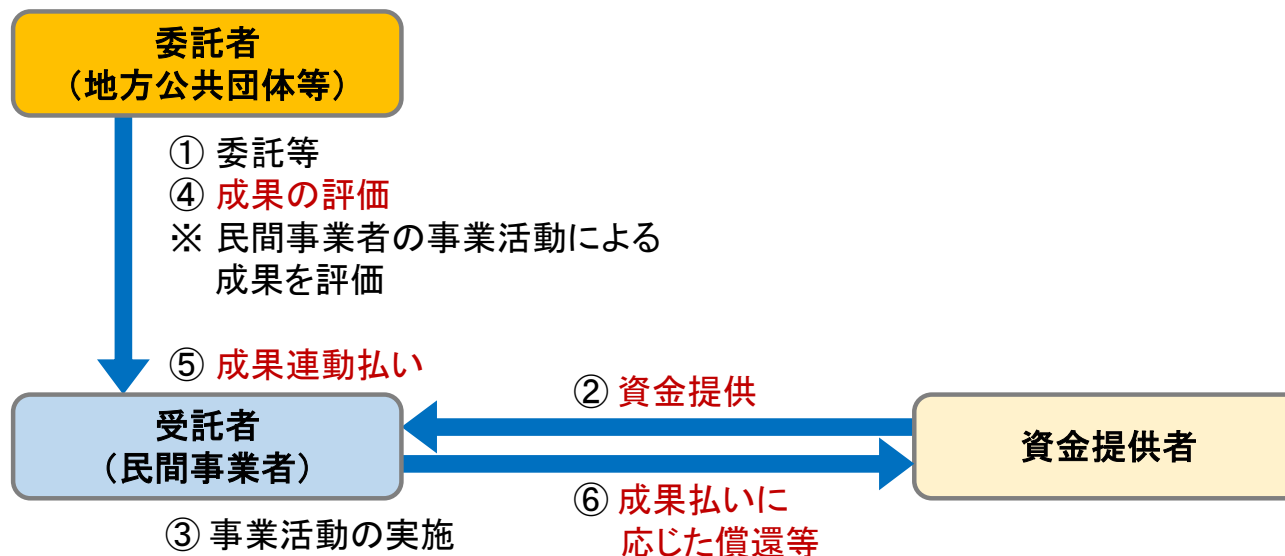


ソーシャル・インパクト・ボンド(Social Impact Bond: SIB)の概要



- ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)によるPFS事業は、PFS契約による最終的な支払いを前提に、当該事業に係る資金調達を受託者が金融機関等の資金提供者から行い、その償還等が地方公共団体等の成果連動支払等の額に応じて行われるものである。
- SIBによるPFS事業においては、提供した資金の償還等が成果指標値の改善状況に連動することで、資金提供者も成果連動リスクを負担することになり、
 - ① 規模が大きいPFS事業や成果指標値の改善状況をより大きな割合で連動して支払うPFS事業のように、成果連動リスクの大きな事業の実施が可能となること
 - ② 財務基盤が弱い中小企業やNPO等、複数年にまたがる長期化しやすい事業実施期間中の運転資金の確保や成果連動リスクを負うことが難しい民間事業者も事業に参画することが可能となること
 - ③ 資金提供者が入ることで、事業の採算性や計画性の検証に委託者・受託者以外の第三者の目が入ることとなり、事業に規律が生まれ、実効性が高まる等のメリットがある。

【SIBによるPFS事業】



従来型の委託事業とPFS事業の比較

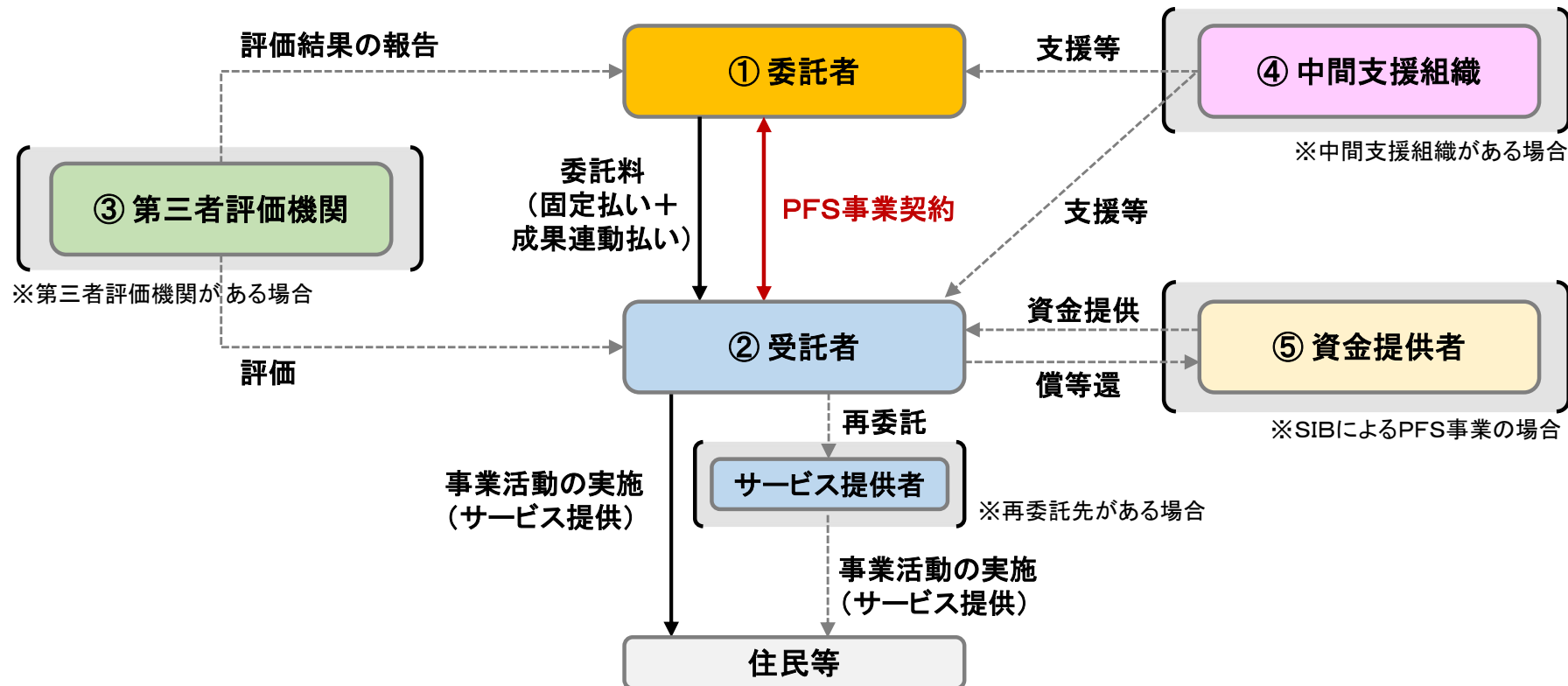


- 従来の仕様発注は、委託者である地方公共団体等が、社会課題の解決までのロジックを具体化し、必要な事業活動(アクティビティ)を仕様書に定めて実施させるものであり、問題の分析や解決策を選択する判断は、基本的に地方公共団体等が責任を持って行うものである。また、**すでにアウトカムが創出されていることが検証済みの事業活動については、従来型の委託事業で財政支出の効率化を図ることが望ましい。**
- 一方、PFSにおいては、問題の分析や解決策を選択する判断において、より民間事業者が主体的に関与するとともに、成果未達の際には、支払額の減少も生じる。このように、**より多くの関係者が成果未達のリスクを分担して負うことで、成果達成へ向けたインセンティブが、委託者、受託者、資金提供者等の関係者全体に働く構造**となっている。

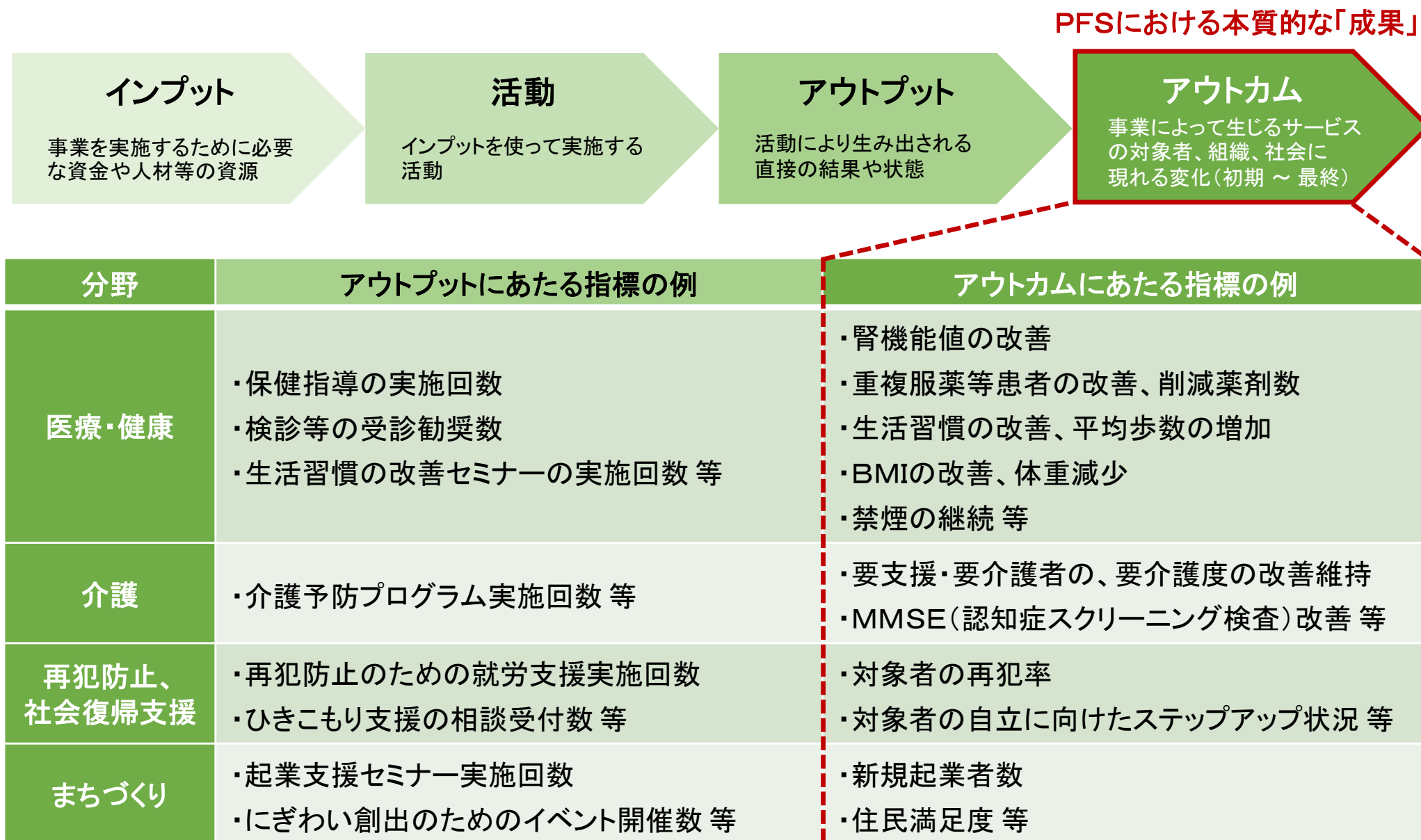
項目	従来型の委託事業	PFS事業
事業活動の裁量の程度	事業活動の実施方法を、仕様書に定めるため、民間事業者の裁量は小さい。	達成すべき成果指標値の改善状況が指定され、そのための事業活動の実施方法については、 民間事業者のノウハウを活用するため、民間事業者に一定の裁量を付与する。
事業終了時の評価(検査)方法	仕様書に定める事業活動の実施方法に則り業務を実施したか、成果物が仕様を満たしているかを検査する。	民間事業者の事業活動により、 どれだけ成果指標値が改善したかを評価 する(固定支払いがある場合、その支払いに対する検査は行われる)。
地方公共団体等からの支払額	成果に関わらず、仕様で定めた事業活動や検収する成果物に対して支払うため、予め定めた額である(受託者たる民間事業者が支出した費用に基づく精算払いもある)。	成果評価で確認される、 成果指標値の改善状況により変動 する。
成果を高めることに対するインセンティブ	成果指標の改善状況に関わらず支払額が固定であり、収益という面において、成果指標値を改善するインセンティブが働かない。	成果指標値の改善状況に対し支払額が連動するため、 成果指標値をより改善するインセンティブが効果的に働く。

- ① **委託者**：PFS事業を発注し、支払を実施する地方公共団体等
- ② **受託者**：事業活動を実施する民間事業者
- ③ **第三者評価機関**：成果指標の測定、アウトカム評価のほか、事業活動の有効性等について、第三者の立場から評価する者
(評価の独立性を確保する上では設置が望ましい。大学や研究機関等が専門的な知見から評価を実施するほか、事業に関連する住民や専門家等が、評価のための委員会を設置する場合もある)
- ④ **中間支援組織**：地方公共団体等や受託者等の事業関係者の間の調整や案件形成を実施する者
- ⑤ **資金提供者**：事業活動に必要な資金を提供し、成果連動リスクを負担する者

【PFS事業の実施体制（イメージ）】



○ **ロジックモデル**：事業がその目的を達成するに至るまでの論理的過程を図示化したもの。



PFS事業の実施手順



- PFS事業の実施に関する一連の手続きを概説するとともに、PFS事業の効果や支払上限額の考え方を示すことにより、地方公共団体等がPFS事業を実施する上での実務上の指針となるよう、留意事項等を含め、まとめたもの。(https://www8.cao.go.jp/pfs/guideline_tebiki.html)

成果連動型民間委託契約方式 (PFS: Pay For Success) 共通のガイドライン

令和3年2月 公表

令和6年2月 改訂

内閣府 成果連動型事業推進室

はじめに

成果連動型民間委託契約方式(Pay For Success)(以下「PFS」という。)は、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費を支払う官民連携の手法です。その成果達成の方法について、民間の創意工夫を最大限引き出すことにより、従来型委託方式に比べて、社会課題が効果的に解決されることが期待されます。

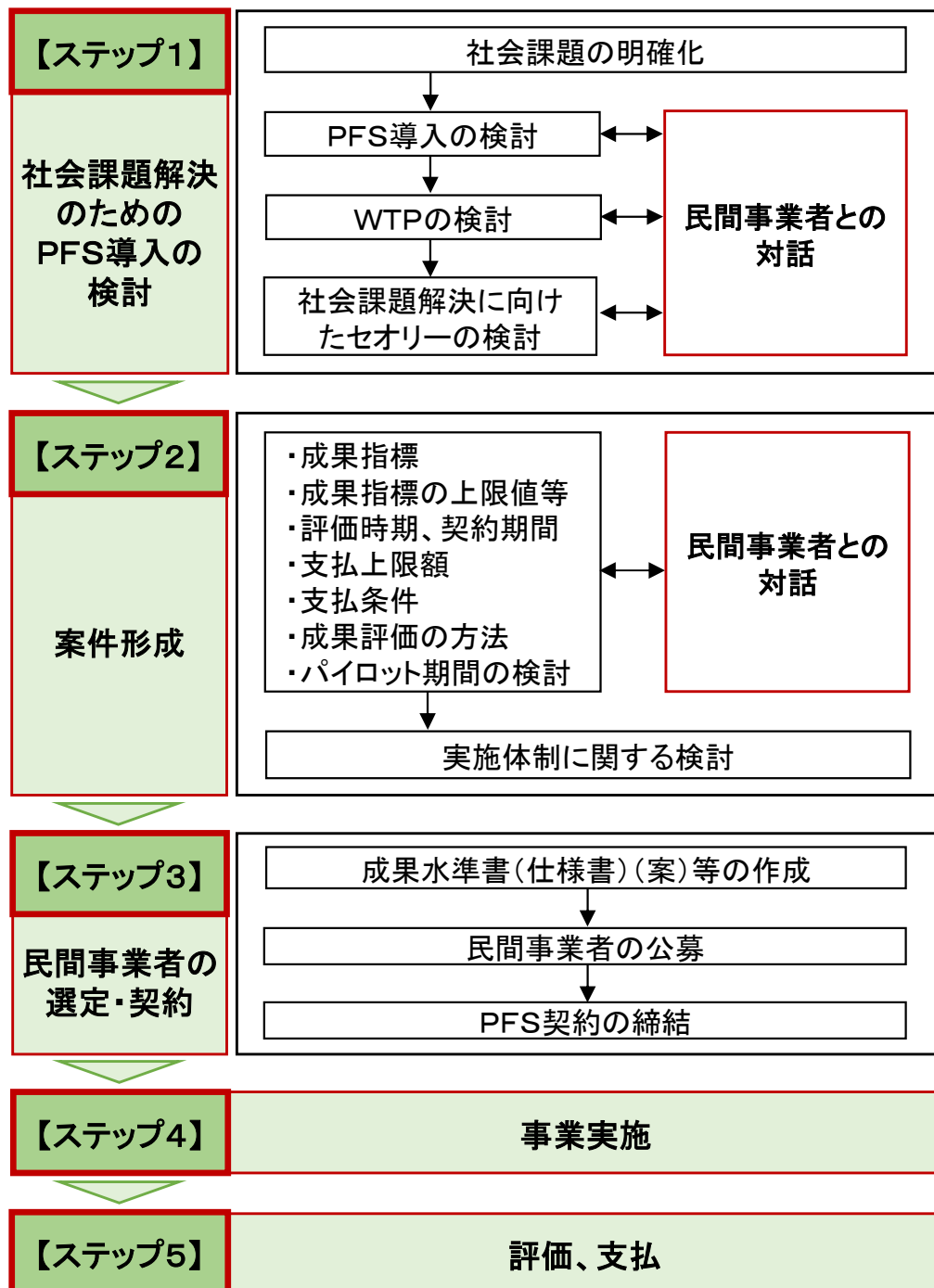
成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン(令和5年度～令和7年度)(令和5年3月2日決定)では、国としての向こう3年間の取組として、案件数・新規取組団体数の増加や、先導的なPFS事業の組成を目指しており、今後一層の普及促進に注力する方針です。

本ガイドラインでは、PFSによる事業(以下「PFS事業」という。)を実施しようとする国又は地方公共団体(以下「地方公共団体等」という。)や、PFS事業に参画する民間事業者、中間支援組織、資金提供者等の共通認識の形成を容易にし、PFS事業の効率的かつ円滑な実施に資するよう、PFS事業の実施に関する一連の手続きを概説するとともに、PFS事業の効果や支払上限額の考え方を示すことにより、地方公共団体等がPFS事業を実施する上での実務上の指針となるよう、留意事項等を含め、まとめたものです。

令和5年度の改訂においては、PFS事業によって生まれる成果や価値を定量的に表し、多くのステークホルダーが議論するための新たな「成果のものさし」として、WTP(支払意思額)の考え方を導入しました。また、これまでに国内で実施された事例から得られる知見を踏まえ、官民対話における留意事項や、公募や契約にかかる情報を充実させました。

目次

I PFS事業について	4
1 本ガイドラインの趣旨	4
2 PFS事業とその効果	5
3 SIBとその効果	7
4 PFS事業の実施体制	9
II PFS事業の実施手続きと、各段階での検討内容	11
1 PFS事業の実施手順	11
2 民間事業者との対話(マーケットサウンディング等)の全般的な留意事項	13
ステップ1 社会課題解決のためのPFS導入の検討	15
1-1 社会課題の明確化	15
1-2 PFS導入の検討	16
1-3 価値の考え方～WTPの活用～	17
1-4 社会課題の解決に向けた道筋(セオリー)の検討	20
ステップ2 案件形成	22
2-1 成果指標の選定	22
2-2 成果指標の上限値及び下限値の設定	24
2-3 契約期間(評価時期を含む)の設定	25
2-4 パイロット期間の検討	26
2-5 支払上限額の決定	27
2-6 支払条件の設定	29
2-7 成果評価の方法	31
2-8 実施体制に関する検討	33
2-9 留意事項	34
ステップ3 民間事業者の選定・契約	36
3-1 民間事業者の選定方法	36
3-2 成果水準書(仕様書)(案)等の作成	37
3-3 選定基準等	38
3-4 PFS契約の締結	39
ステップ4 事業実施	40
4-1 事業実施期間中のモニタリング	40
ステップ5 評価、支払い	41
5-1 成果の評価と支払い	41
III その他	42
1. PFS事業実施後の展開	42
2. 事業資金の確保	43
参考資料	45



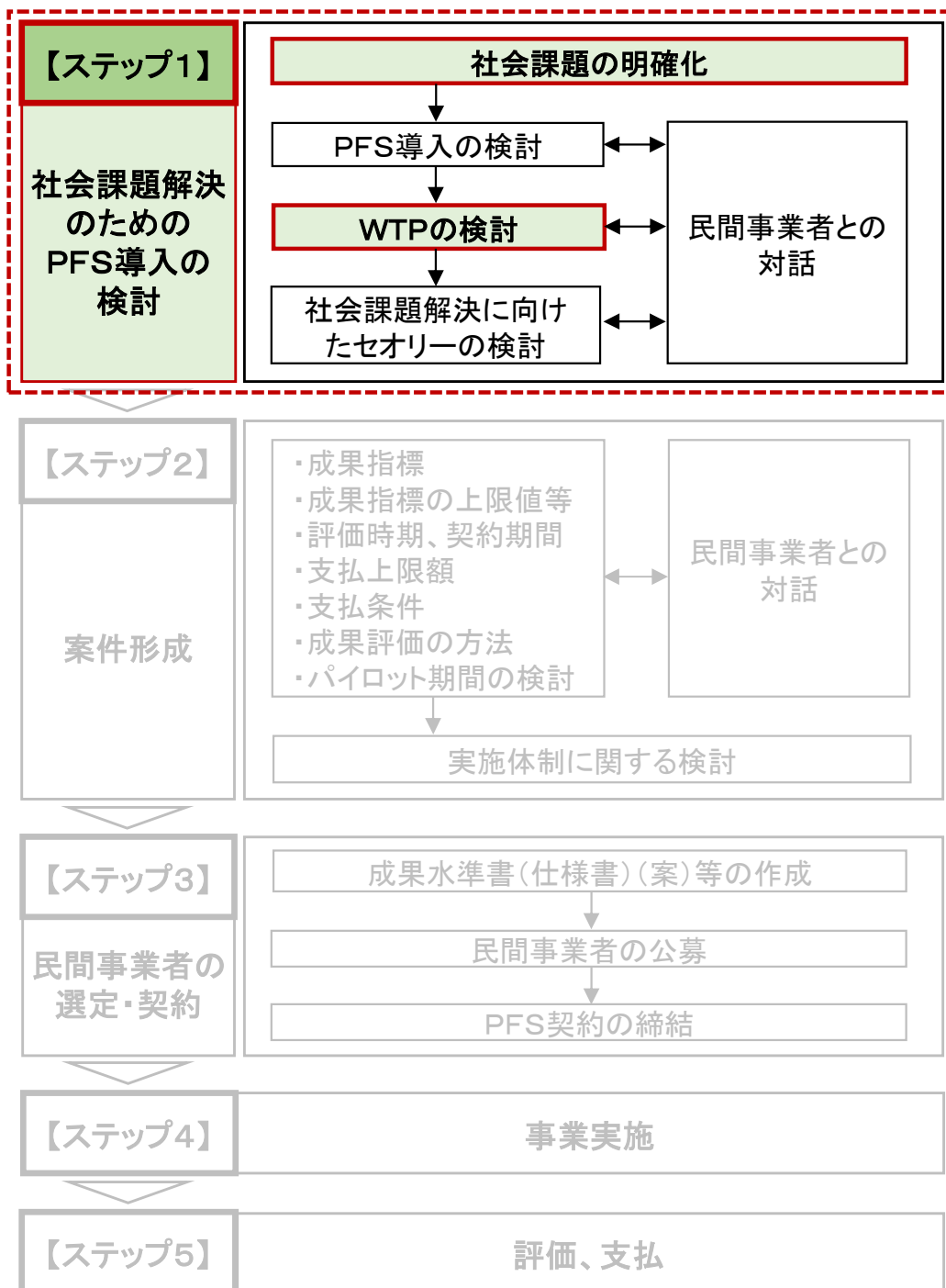
- PFSの検討では、**まずは事業の目的、生み出そうとするアウトカムを明確に言語化**し、その上で、当該アウトカムにどのくらいの価値(経済価値として換算されるものに限定しない)があるのかの検討を、委託者が中心となって行う。その後、アウトカムの受益者である想定する事業対象者(住民等)やノウハウのある民間事業者との対話をしながら案件形成、民間事業者の選定・契約、事業実施へと進む。

民間事業者との対話における留意事項

- ✓ PFS事業をより効果的で実現可能なものとするため、**案件形成の必要な段階において、マーケットサウンディング等の民間事業者との対話を行う。**
- ✓ 委託者と受託者の情報の非対称性に留意し、**可能な限り、単一ではなく複数の民間事業者にヒアリングを行う。**

- 基本的には左図のステップを基に検討を進めていくが、**実際には、前のステップに戻り、以前の検討内容を見直す場面も生じることに留意**する(例:受益者や民間事業者との対話を進める中で、設定した社会課題や、その解決のためのロジックを見直す等)。
- **PFS事業は複数の部局にまたがる調整が必要**であるため、官民連携や行財政改革等を担当する部局のほか、PFS事業の実施を具体的に検討する事業担当部局、契約を担当する部局、予算を担当する部局等との間で、緊密な連携、調整を行い、PFS事業の実施に向けた準備を進めることが望ましい。

【ステップ1】PFS導入の検討(1/2)



■ 社会課題の明確化

- 最初に、解決を図ろうとする課題、社会的ニーズの内容を明らかにする。既存計画や計画策定過程で得られたデータ等を収集する。
- 事業実施により、直接・間接にメリットを享受する人が誰であるかを整理する。その際、必要に応じて、専門家からの助言やニーズ把握のための手続き(過去のデータ確認、アンケート等)を行う。

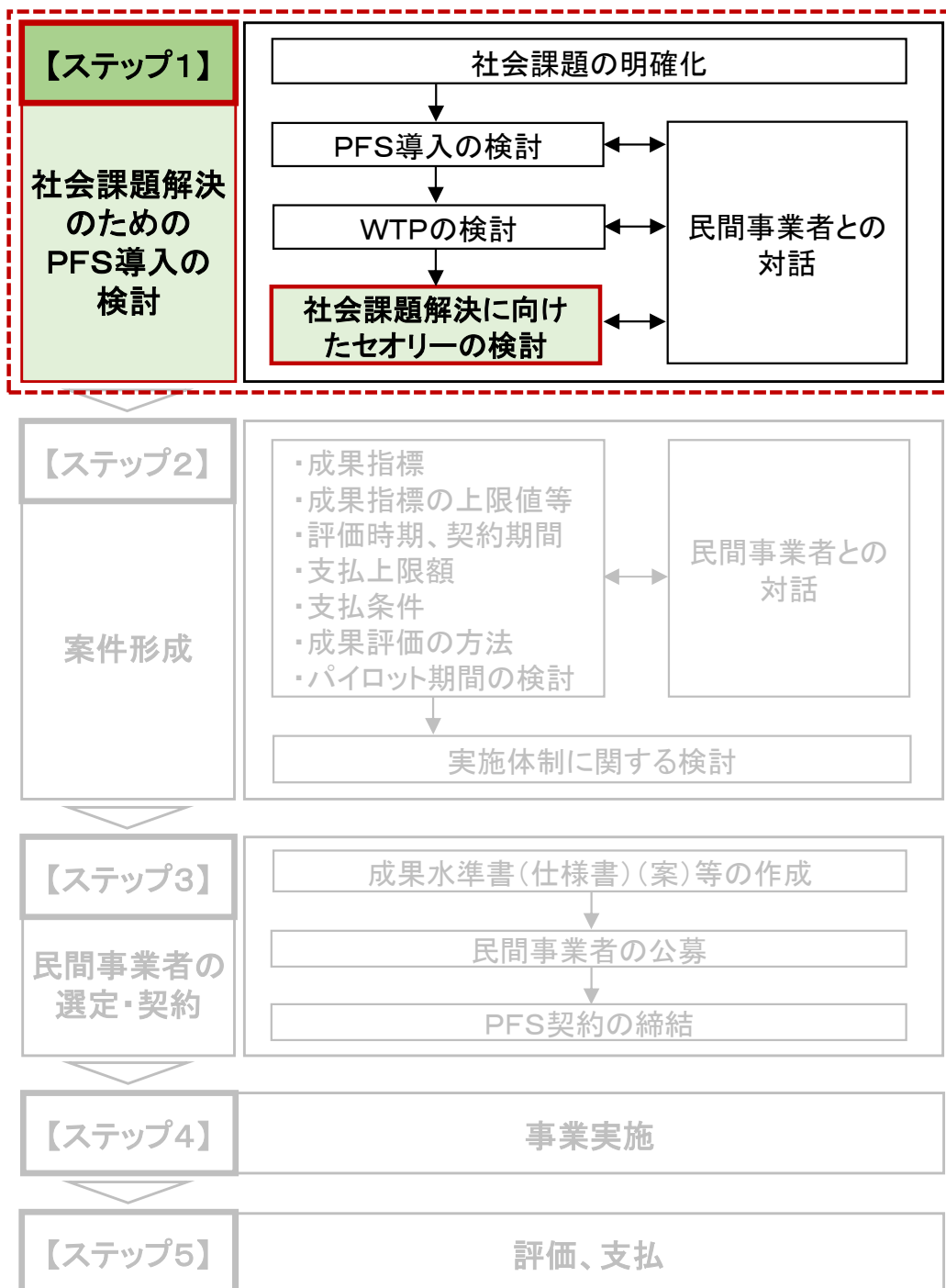
■ WTPの検討

- WTP(Willingness to Pay: 支払意思額)は、最終的な事業コストの支払者(地方公共団体等)が、目指すべき成果の達成のために最大限支払ってもよいと判断できる額を指す(最終的な事業予算上限額)。
- WTPの設定は、次のような要素を考慮して設定する。
 - ① 経済価値換算されたアウトカムに関するエビデンス
 - ② 経済価値換算されていないアウトカムに関するエビデンス
 - ③ 既存事業のコストと実績
 - ④ 市場価格調査の結果

主なポイントや留意点

- ✓ WTPの設定は、①を収集することが効果的である。行政等が負担する将来のコストを削減できることが期待できる場合、その削減額を上回らない範囲でWTPを設定することは合理的であると考えられる。
 - (ケース i) 将来発生するコストの減少(将来増加するコストの抑制)
 - (ケース ii) 行政費用の減少(PFS実施による人件費の抑制)
 - (ケース iii) 収入の増加(PFS実施による税増収)
- ✓ ②を収集することも重要である。①よりもWTPにぶれが生じやすいため、関係者間で丁寧に議論を行うことが不可欠である。
- ✓ エビデンスが存在しない場合は、③に基づき、既存事業と比較した際の成果改善効率の向上に基づきWTPを設定することが考えられる。
- ✓ エビデンスや過去の実績データが存在しない場合は、④に基づき、WTPを設定することも考えられる。

【ステップ1】PFS導入の検討(2/2)



■ 社会課題解決に向けた道筋(セオリー)の検討

- PFSの活用においては、社会課題の解決というアウトカムに到達するまでの道筋を具体的に検討する。実務において最もよく使われるのは、**事業がその目的を達成するに至るまでの論理的過程を図示するロジックモデル**である。

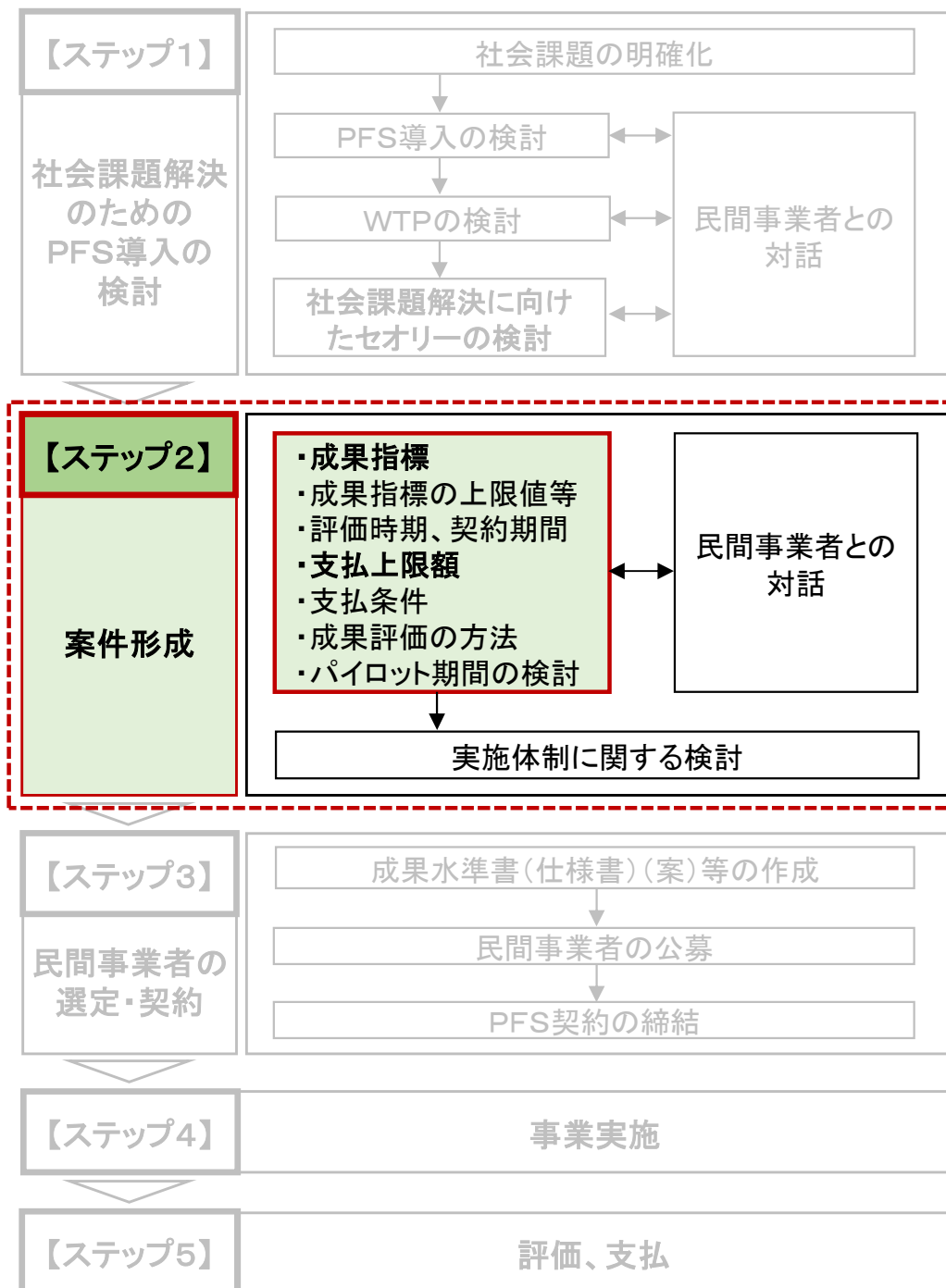


- PFSの検討においては、基本的に、**社会課題の解決というアウトカムから、その達成のために何が必要であるか逆算して考える(バックカスティング)**。事業検討の初期の段階では、最終的な目標に近いアウトカムに関連する要素と、要素間のロジックを明確にすることに注力し、**アウトプット、活動、インプットについては、後の案件形成の過程における民間事業者等と対話する中で具体化する**。

主なポイントや留意点

- ✓ ロジックモデルの作成においては、要素に過不足はないか、要素間の因果関係は論理的で妥当か、その因果関係の確からしさや影響の大きさはどの程度か、といった視点で検討する。検討においては、**実務担当者の経験や知見、他の類似事例、エビデンス**を活用するほか、**専門家の意見を仰ぐことも有効**である。
- ✓ 過度に複雑なロジックモデルは、関係者間で認識のずれが生じたり、事前や事後の評価のためのコストが増すおそれがある。実務に携わる関係者は、なるべくシンプルなモデルにまとめるように留意することが求められる。また、ロジックモデルは、ある時点における仮説であり、完全なものや普遍的なものではないため、**案件形成を進める過程や、実際に事業を開始した後**に得られる情報を基に、**修正を行うことが必要な場合もある**。ただし、修正の意思決定は、作成時と同様に関係者での議論や認識の共有を行い、記録を残しておくことが重要である。

【ステップ2】 案件形成(1/2)



■ 成果指標の選定

- PFS事業における成果指標は、一定の手続に従って測定され、その値が支払額と連動するものである。地方公共団体等は、PFS事業の成果指標について、次の①～④の点に留意しながら設定する。

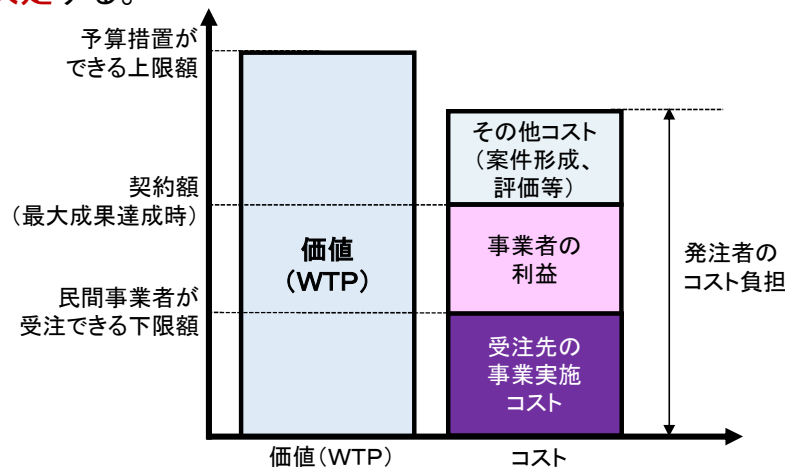
- ① 事業の最終目標との間に一定の因果関係があること
- ② できるだけ客観的なデータに基づくものであること
- ③ データへのアクセス等を踏まえ、測定可能なものであること
- ④ 民間事業者のサービスの質等が反映されるものであること

主なポイントや留意点

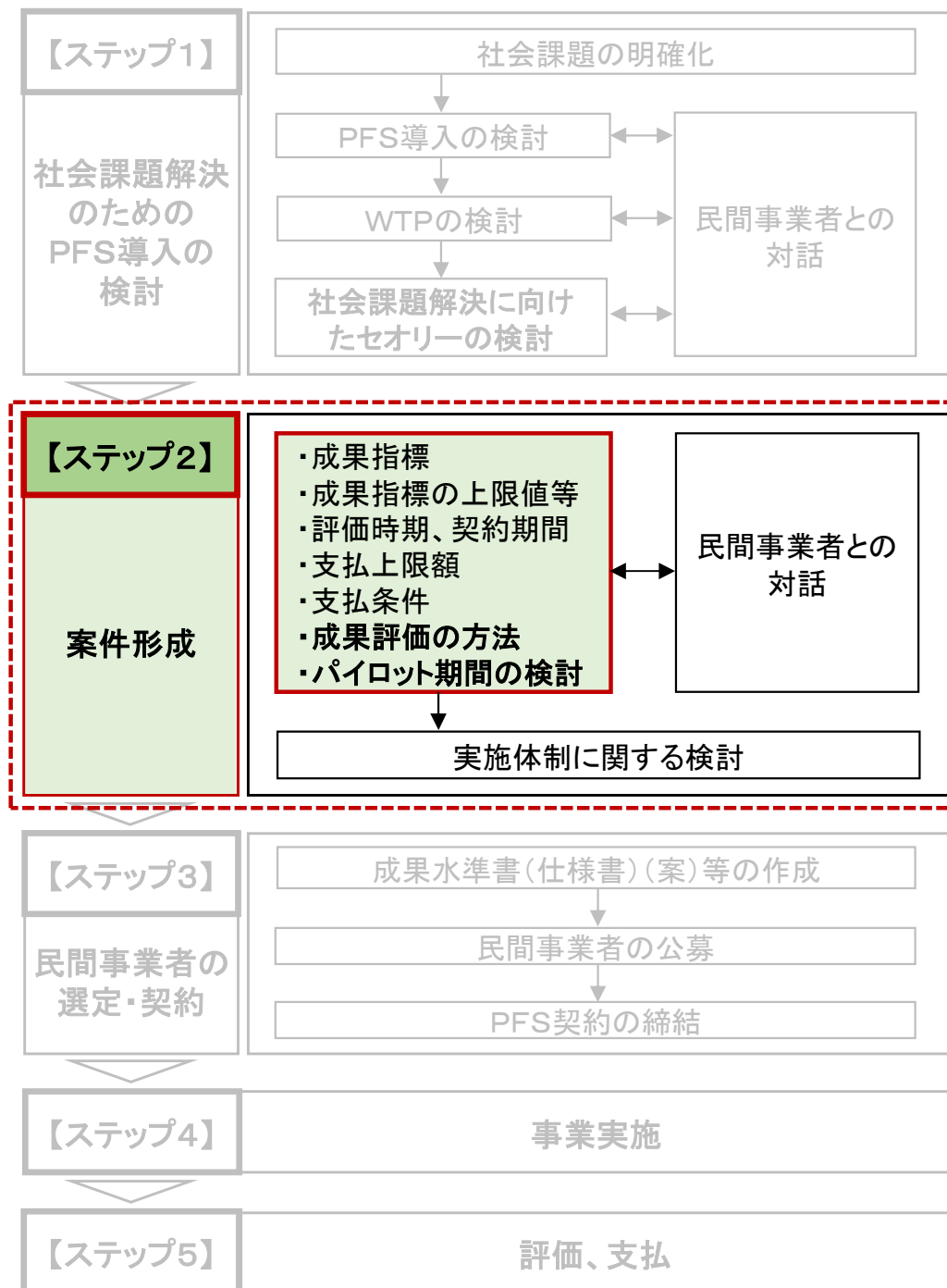
- ✓ アウトカムが、Well-beingや孤独感など、人々の主観的体験に関する場合は、アンケート回答を成果指標にすることも考えられる。信頼性や妥当性の高い測定方法を行うためには、先行事例や先行研究を参照するとともに、専門家の助言を得ることが望ましい。
- ✓ 評価、支払に係る負担等を考慮し、支払額と連動させる成果指標はある程度限定することが望ましい(3つ以下程度)。

■ 支払い上限額の決定

- 地方公共団体等は、全ての成果指標が上限値まで改善した場合の支払額(以下「支払上限額」という。)がWTP以下になるよう決定する。



【ステップ2】 案件形成 (2/2)



■ 成果評価の方法

- PFS事業における成果の評価は、**事業活動と成果指標の実績との間の因果関係で評価するものである。**

成果評価の方法	概要	主な長所	主な短所
ランダム化比較試験 (RCT: Randomized Controlled Trial)	介入群(サービス提供を受ける群)と対照群(サービス提供を受けない群)に無作為に割り付け、両者を比較する手法	因果推論の誤差が小さい(厳密性を担保できる)	- 倫理的に適さない場合がある - 時間やコストがかかる
RCT以外の2郡比較	介入群と可能な限り類似したグループを対照群として、両者を比較する手法	因果推論の誤差を一定程度にできる(一定の厳密性を担保できる)	利用可能なデータがないと実施できない
ベースラインとの比較	過去のデータから介入群と類似するグループのデータを選び、両者を比較する手法	- 低コスト - 倫理的懸念を回避できる	比較可能なデータがないと実施できない
対照群のない前後比較	事業実施前のデータと実施後のデータを比較する手法	- 低コスト - 倫理的懸念を回避できる	因果推論の誤差が大きい(外部要因を除外することが難しく、厳密性が低い)

■ パイロット期間の検討

- 事業実施の手続きに不確定要素がある場合や、成果指標のベースラインの設定が困難な場合には、**パイロット期間(試行期間)を設定することを検討する。**
- パイロット期間を経ても、**基本的には契約の内容(とりわけ成果指標の内容、目標値及び支払条件など)を見直さないことが望ましい。**変更が見込まれる場合は、可能な限り、成果指標や支払条件の変更の範囲、変更の検討を開始する要件をあらかじめ設定するとともに、検討の結果を公開して透明性を確保するほか、専門家や関係者の意見を聞くなど、**効果的かつ公正な手続きとなるよう努める。**

【ステップ3】 民間事業者の選定・契約



■ 成果水準書(仕様書)(案)等の作成

- ・ PFS事業の委託契約は、契約書と成果水準書(仕様書)で構成され、地方公共団体等は、公募型プロポーザル方式や総合評価落札方式による一般競争入札の実施に際して、契約書(案)及び成果水準書(案)を作成し、提示する。
- ・ 成果水準書(案)において、主に以下の項目を定める。
 - ① 事業目的 ② 契約期間、事業実施期間、評価時期
 - ③ 事業対象者 ④ 委託内容 ⑤ 成果指標
 - ⑥ 成果指標値の測定等、評価方法 ⑦ 支払条件
- ・ 契約書(案)は、地方公共団体等における標準的な委託契約約款を活用することが可能である。

主なポイントや留意点

- ✓ 民間事業者の公募に際しては、民間事業者の提案の自由度を高める観点から、委託内容の記載は最低限にとどめる。

■ 民間事業者の選定方法

- ・ 基本的には、競争性のある随意契約(公募型プロポーザル方式等)による調達を行う。地方公共団体等において、実施を求める事業活動の大部分の内容が具体的に定まっており、企画内容とともに、支払額によっても競争をさせることが適当である場合は、総合評価落札方式による一般競争入札も考えられる。

■ 選定基準等

- ・ 応募者からの提案の審査項目、審査基準、配点等を公募の際にあらかじめ明示する。その際、PFS事業では、民間事業者のノウハウ等を活用することで高い成果を創出することが重要であるため、以下の審査項目等を設定することが望ましい。
 - ① 有効性 ② 実現可能性 ③ 先進性
 - ④ 発展性、波及効果 ⑤ 効率性

【ステップ4、5】事業実施 / 評価、支払



■ 事業実施

- 地方公共団体等は、成果連動リスクを民間事業者が負っていることを踏まえ、**事業活動の実施方法についての民間事業者の裁量を確保**する。また、民間事業者の事業実施状況について、**定期的に受託者たる民間事業者から報告を受け、事業のモニタリング**を行う。

主なポイントや留意点

- ✓ 契約期間中に、地方公共団体等及び民間事業者のいずれの責によらない事業の実施や成果指標に重大な影響を与える事象(不可抗力等のほか、事業分野に関連する社会的影響の大きな事象等)が発生した場合、受託者たる民間事業者に当該事象がPFS事業に与える影響について報告を求めた上で、**必要に応じて、事業活動の実施方法や、場合によっては成果指標の上限値等を含む支払条件の見直し等について、中間支援組織、第三者評価機関、資金提供者の意見も踏まえて、協議**を行う。こうした協議のあり方について、契約書に盛り込んでおくことが望ましい。

■ 評価、支払

- 地方公共団体等は、成果評価の方法に沿って、**成果指標値の改善状況の測定及び成果評価を実施し、成果評価の結果とPFS契約に定める支払い条件に基づき、支払額を決定**する。

主なポイントや留意点

- ✓ 成果指標値の改善状況の測定及び成果評価に加えて、**以下のような評価を行い、今後の取組に活かす**ことが望ましい。
 - (i) 民間事業者が提案、実施した事業活動の実施方法は、社会課題の解決に有効であったか
 - (ii) 設定した成果指標は適切なものであったか
 - (iii) 設定した成果指標の上限値や支払条件により、民間事業者に成果改善のインセンティブが適切に働いたか
 - (iv) 案件形成段階で想定したロジックモデルは適当だったか
 - (v) 既存事業に比べて、PFSを活用したことにより成果改善効率は向上したか
 - (vi) 関係者においてアウトカムを志向して協働する意識は高まったか

PFSの活用事例

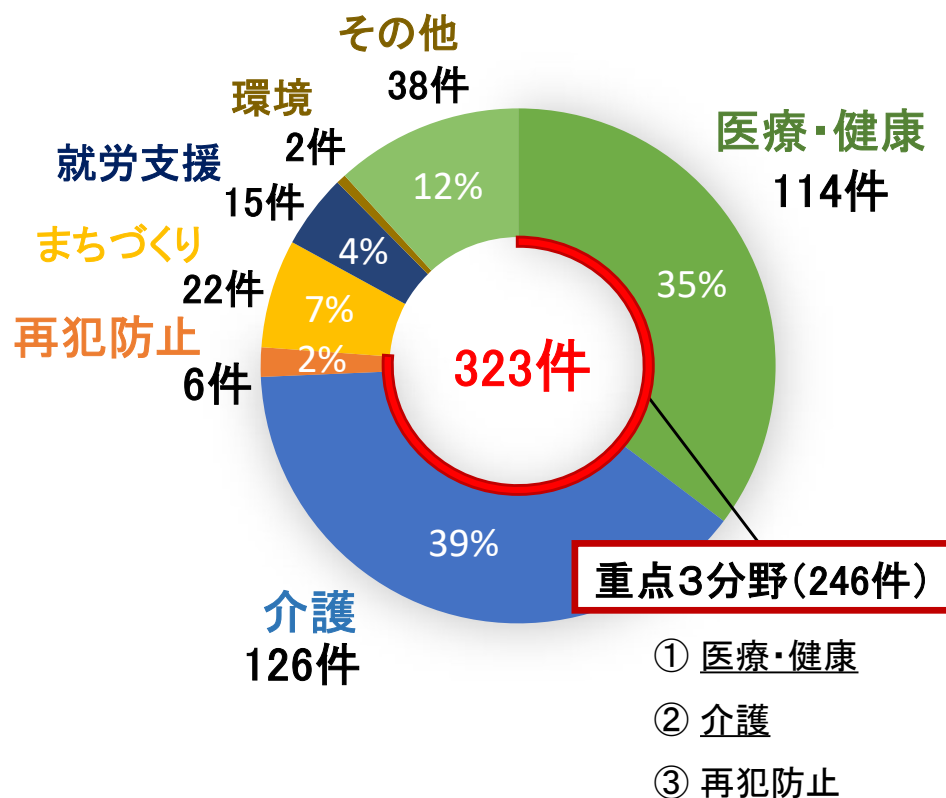


国内におけるPFS事業の取組状況

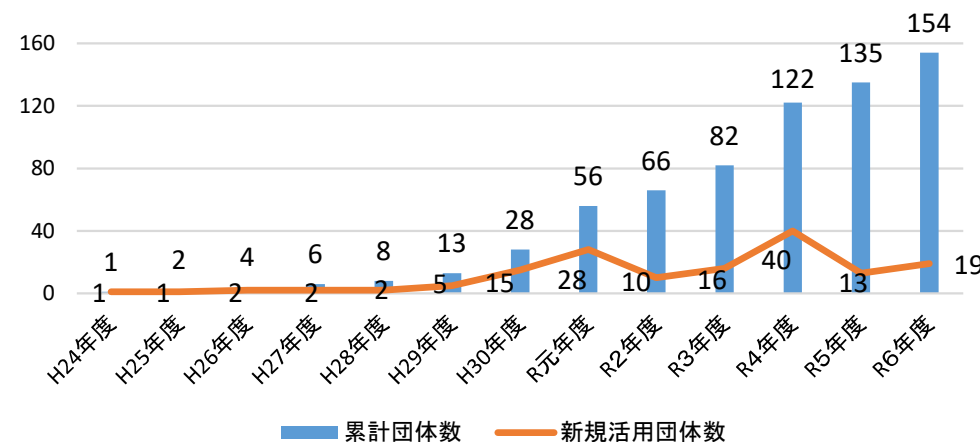


- 国内におけるPFS事業は、令和6年度末時点で**154団体**(対前年度末比+19団体)、**323件**(対前年度末比+47件)が実施されている。
- 事業分野ごとでは、重点3分野(政府が定める医療・健康、介護、再犯防止の3分野)において、**医療・健康分野で114件**、**介護分野で126件**、**再犯防止分野で6件**であったほか、**その他分野では、まちづくり分野で22件、就労支援分野で15件、環境分野で2件が実施されている。**

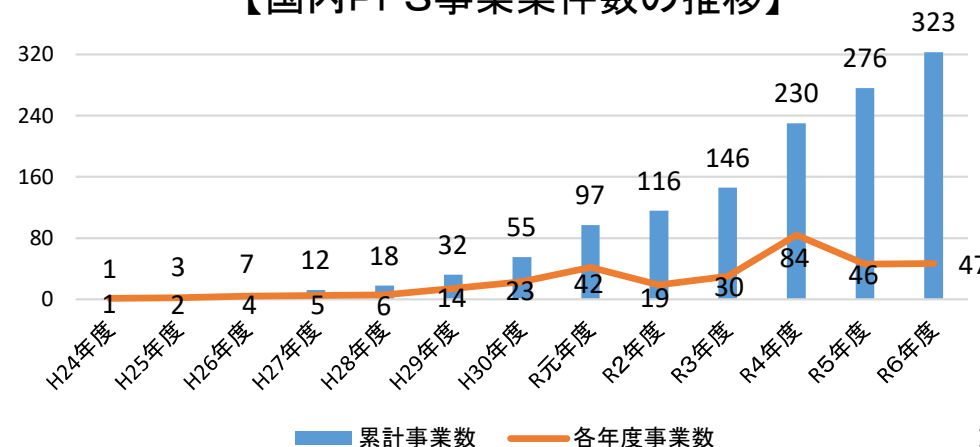
【国内におけるPFS事業(案件数)】



【PFS活用団体数の推移】



【国内PFS事業案件数の推移】





	分野	地方公共団体	事業名
①	医療・健康	東京都八王子市	大腸がん検診・精密検査受診率向上事業
②	医療・健康	広島県ほか6市	ソーシャルインパクトボンド(SIB)の手法を用いた 新たながん検診の個別受診勧奨業務
③	介護	大阪府堺市	介護予防「あ・し・た」プロジェクト
④	介護	愛知県豊田市	ずっと元気！プロジェクト
⑤	まちづくり	群馬県前橋市	SIBによる前橋市アーバンデザイン推進業務
⑥	環境	愛知県名古屋市	環境配慮型行動促進モデル事業
⑦	少子化対策	山形県寒河江市	成婚促進業務委託事業
⑧	社会参加 (就労等支援)	茨城県古河市	古河市参加型支援事業

【事例①】医療・健康 東京都八王子市「大腸がん検診・精密検査受診率向上事業」



【事業概要】

大腸がんの早期発見・早期治療による市民の健康維持、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指し、前年度大腸がん検診未受診者、また、要精密検査判定者への精密検査受診勧奨を実施。

地方公共団体	東京都八王子市
事業名	大腸がん検診・精密検査受診率向上事業
社会課題	八王子市においても、様々な受診勧奨を実施し、新規・継続受診者の確保に努めている。一方で、 未受診、不定期受診層への対策が課題 であり、大腸がんの精密検査受診率は80%前後で推移し、国の目標値90%に近づける必要がある。また、 医療費の削減や予算の適正な執行により、財源を確保し、他の行政サービスに展開していく必要がある。
目指す成果	大腸がんの早期発見・早期治療による 市民の健康寿命の延伸 、また、市民・行政双方にとって 医療費負担の抑制 。
事業対象者	【大腸がん検診受診率向上】 八王子市国民健康保険被保険者で、前年度に大腸がん検診未受診者(約7万人)のうち、サービス提供者がAIを活用して受診確率の高い1.2万人を抽出。 【精密検査受診率向上】 八王子市の大腸がん検診を受診し、精密検査が必要と判定された全ての人。約3,500人を想定。
事業実施体制	委託者 八王子市 中間支援組織 ケイスリー ※経済産業省「平成28年度健康寿命延伸産業創出推進事業」により派遣 ④評価 ⑤成果支払 ①業務委託契約 受託者 キャンサースキャン 資金提供者 金融機関、個人投資家等 ②資金提供 ⑥償還等 ③サービス提供 事業対象者 ・ デジサーチアンドアドパライジング ・ みずほ銀行 ・ 個人投資家 ・ 社会的投資推進財団(現:社会変革推進財団)

事業期間

平成29年5月～令和元年8月

委託費

9,762千円（固定:0千円、成果連動上限:9,762千円）
※ 事業期間に応じた債務負担行為あり。

主なサービス内容

AIを活用し、過去の受診歴等から大腸がん検診の受診確率の高い1.2万人を抽出。近年、特定健康診査の受診歴のある者について、大腸がんのリスク要因を確認し、オーダーメイドの受診勧奨通知を郵送。

【オーダーメイド受診勧奨通知（サンプル）】

氏名 山田太郎 様

生年月日 昭和30年8月1日生

あなたの過去の生活習慣に関する問診結果から最新の研究で確認されている大腸がんにかかるリスクを特定しました。

リスク要因	あなたの問診結果	大腸がんとの関連
60歳以上	✓	確実
飲酒	✓	確実
BMI高い		ほぼ確実
運動不足	✓	ほぼ確実
喫煙		可能性あり
検診未受診	✓	確実

「確実」「ほぼ確実」「可能性あり」とは研究結果の信頼性の強さを表しています。

大腸がん精密検査のご案内

平成29年度お受けいただいた大腸がんの便潜血検査の結果、あなたは**大腸がんの可能性**が否定できません。

◎あなたの1次検査「便潜血検査」の結果（2000検診結果のうち、高い方の数値を記載）

便潜血検査の結果

あなたの便潜血検査の結果 Ng/g（基準値100Ng/g）

判定: 陽性（要精密検査）

※八王子市では、検診結果が陽性（要精密検査）の場合、必ず精密検査を受ける必要があります。

精密検査が必要となりますので、必ず受けてください。

※早期の大腸がんでは、多くの場合、自覚症状はありません。「痔だから」「生理だったから」と考えられていても、実際に、精密検査でがんが見つかる場合もあります。既に病状に気づかれた方も改めてご確認ください。

結果検査の受け方

STEP1 表面のリストから受診する医療機関を選ぶ

STEP2 直接電話で予約する「大腸がんの精密検査を受けたい」とお伝えください

STEP3 検診結果から受診する医療機関を選ぶ

【付加価値】健康診断、今回お送りした書類一式

【問い合わせ先】 八王子市 医療保険部 成人健診課
電話: 042-620-7428 受付時間: 平日9時～17時

成果指標/支払基準

① 大腸がん検診受診率→ 成果:26.8%

成果指標値(%)	15	16	17	18	19～
支払額(千円)	1,109	2,218	2,292	2,366	2,441

② 精密検査受診率→ 成果:82.1%

成果指標値(%)	79	...	82	...	85	...	87～
支払額(千円)	740	...	2,960	...	4,588	...	4,880

③ 早期がん発見者数→ 成果:84人

成果指標値(人)	101	...	105	...	108	...	111～
支払額(千円)	277	...	1,385	...	2,216	...	2,441

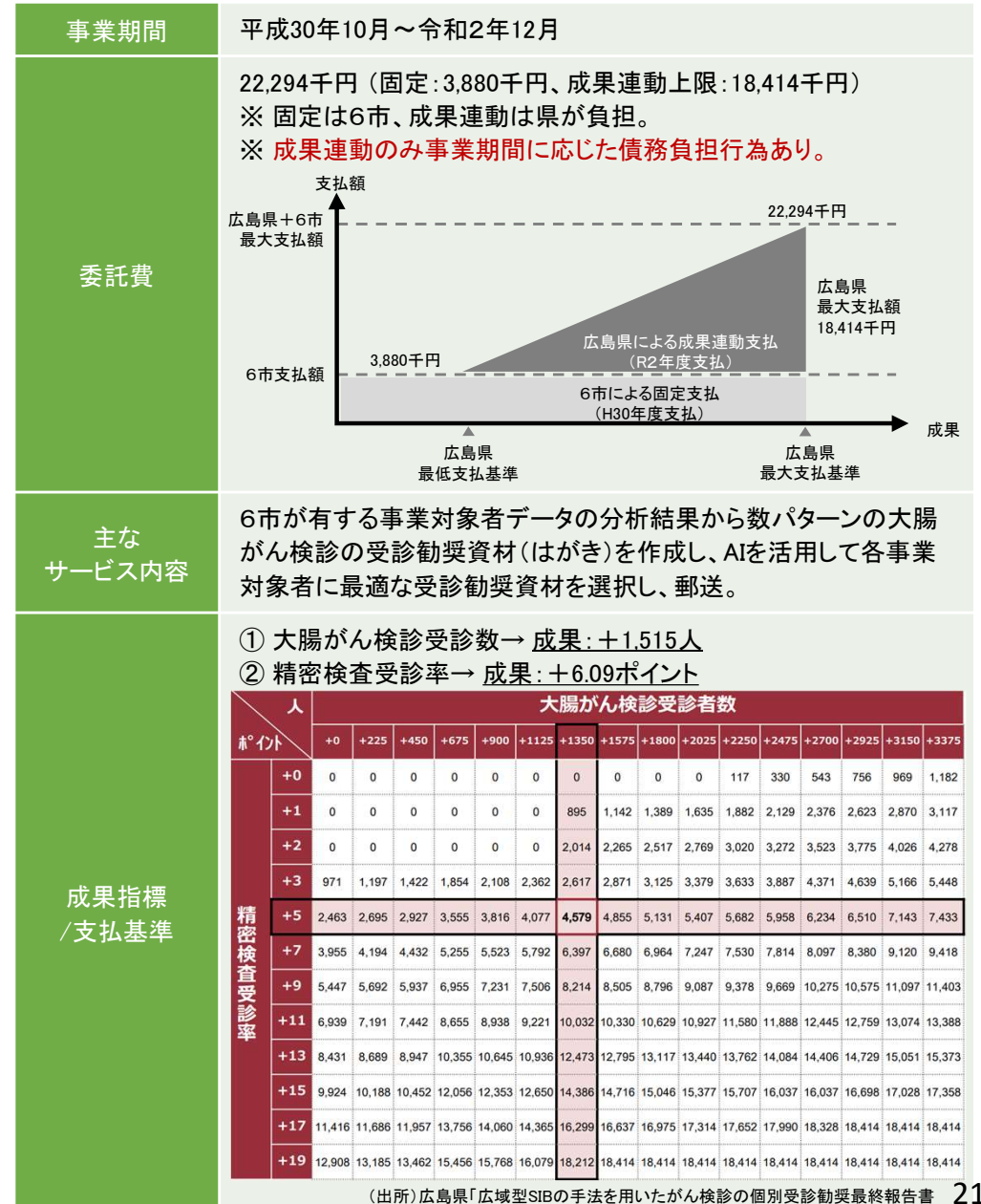
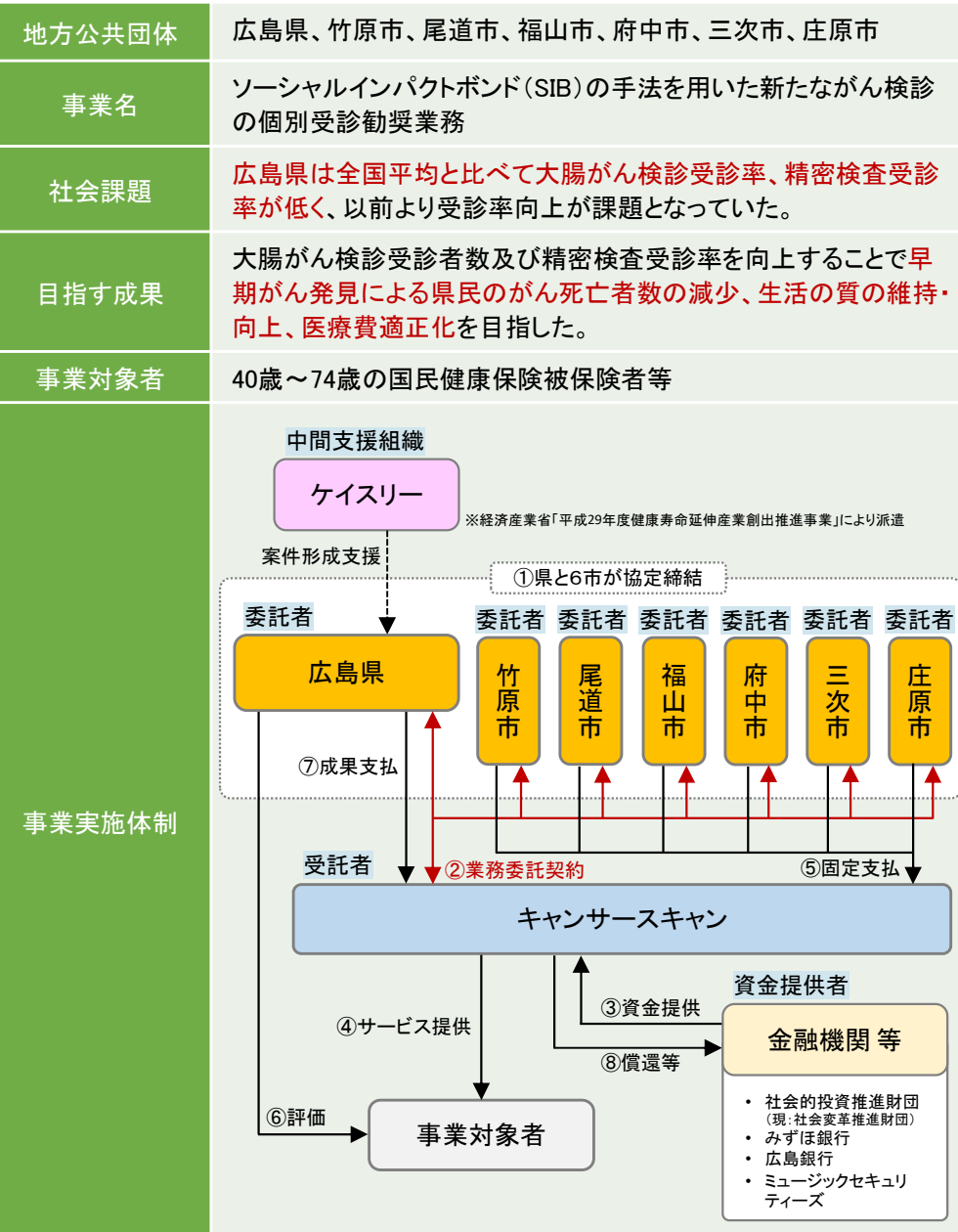
事業効果

約39,144千円（医療費適正化効果）



【事業概要】

大腸がんの早期発見・早期治療による生活の質の向上と医療費適正化を目指し、広島県下6市の国民健康保険被保険者等を対象として大腸がん検診及び精密検査受診勧奨を実施。



【事例③】 介護 大阪府堺市「介護予防「あ・し・た」プロジェクト」



【事業概要】

介護予防による介護給付費の適正化を目指し、「あるく」(運動)、「しゃべる」(社会参加)、「たべる」(食生活・口腔機能)というフレイル予防に有効な要素を取り入れた介護予防プログラムを実施。

地方公共団体	大阪府堺市
事業名	介護予防「あ・し・た」プロジェクト
社会課題	堺市では、介護給付費が増加していることに加え、要介護(要支援)認定率が国や大阪府の平均値よりも高く、特に軽度者の割合が高いことから、 効率的な介護予防施策を行い、要介護(要支援)認定率を低下させることが課題 となっている。
目指す成果	要介護状態ではない高齢者の介護予防・自立支援を行うことにより、 高齢者の生活の質を向上 させるとともに、 介護給付費の適正化 を図る。
事業対象者	市内在住の概ね65歳以上の高齢者のうち、主に要介護認定を受けていない人(普段介護予防を行っていない、または介護予防の取組に無関心な人が望ましい)
事業実施体制	
事業期間	令和元年度～令和3年度 ※ 新型コロナウイルスの影響で令和4年度まで延長
委託費	44,297千円(固定:17,718千円、成果連動上限:26,579千円) ※事業期間に応じた債務負担行為あり。 ※ 上記とは別に、第三者評価機関への委託料10,000千円あり。

主な サービス内容



① 事業参加者総数→ 成果:2,241人

中間	成果指標値(人)	～999	...	1,600～1,799	...	2,000～
	支払額(千円)	0		4,872		6,645
最終	成果指標値(人)	～1,999	2,000～			
	中間評価との差(人)	—	～999	...	1,600～1,799	...
	支払額(千円)	0	0		4,872	6,644

② 継続参加人数→ 成果:258人

中間	成果指標値(人)	～99	100～
	支払額(千円)	0	1,329
最終	成果指標値(人)	～99	100～
	中間評価との差(人)	—	～99
	支払額(千円)	0	0
			250～349
			3,986
			400～
			5,316

③ 要介護状態進行遅延人数→ 成果:192人

最終	成果指標値(人)	～99	...	250～399	...	500～
	支払額(千円)	0		4,872		6,645

成果指標 /支払基準

事業効果

約118,840千円/年(介護給付費適正化効果)※ 事業開始時の推計値 22

【事例④】 介護 愛知県豊田市「ずっと元気！プロジェクト」



【事業概要】

介護予防による介護給付費の適正化を目指し、65歳以上の高齢者（数千人規模）を対象に、社会参加促進サービス事業者の創意工夫を凝らした社会活動量を増やすプログラムを提供。

地方公共団体	愛知県豊田市
事業名	ずっと元気！プロジェクト
社会課題	団塊の世代の後期高齢化（2050年問題）に伴う、急速な高齢化の進展、また、新型コロナウイルスによる外出抑制に伴う、 高齢者の介護リスクの増大・急上昇に対して、介護予防に早期に取り組む必要性があった。
目指す成果	趣味や運動、就労などにより、高齢者の「社会参加機会・社会活動量」の増加を図ることで、介護リスクの低減を図り、人との様々なつながりを得ることができることに加えて、「 生きがい 」や「 楽しみ 」を得ることで、より「 幸せ 」を感じられる暮らしの実現を目指す。
事業対象者	豊田市内在住65歳以上の健康高齢者（要支援・要介護でない方） ※ 主たるターゲットは、70歳代を想定。参加者は5,000人/年規模。
事業実施体制	委託者：豊田市 受託者：Next Rise ソーシャルインパクト推進機構 第三者評価機関：日本老年学的評価研究機構 企業版ふるさと納税：中間支援組織 トリムインキュベータ Next Rise ソーシャル・インパクト・ファンド投資事業有限責任組合 民間事業者A、B、C... 事業対象者
事業期間	令和3年7月～令和8年6月
委託費	500,000千円（固定：150,000千円、成果連動上限：350,000千円） ※事業期間に応じた債務負担行為あり。

「とりまとめ組織」としての役割を担うNext Rise ソーシャルインパクト推進機構が選定した**多数の民間事業者が、事業対象者に対して、運動・趣味・エンタメ・就労などのプログラムを提供。**



主なサービス内容



じーばーいーつ



初心者・シニアのドローン教室

（出所）豊田市ホームページ「ずっと元気！プロジェクト」プログラム一覧

成果指標	支払基準
① プログラムへの参加者数 → 中間成果：1年目2,603人、2年目5,838人	仕様書で定める単価 × 人数
② 月一回以上の頻度で計6ヵ月間継続してプログラムに参加している人数	
③ 事業期間中に要介護・要支援となっていない対象者の要介護リスク評価（点数の低減度）	本事業の参加者と非参加者を比較し、その差に基づいて報酬を支払う
④ 介護保険給付費削減額 → 中間成果：事業開始から2年間の推計値 約3.7億円	
事業効果	介護保険給付費10億円の削減を目指す



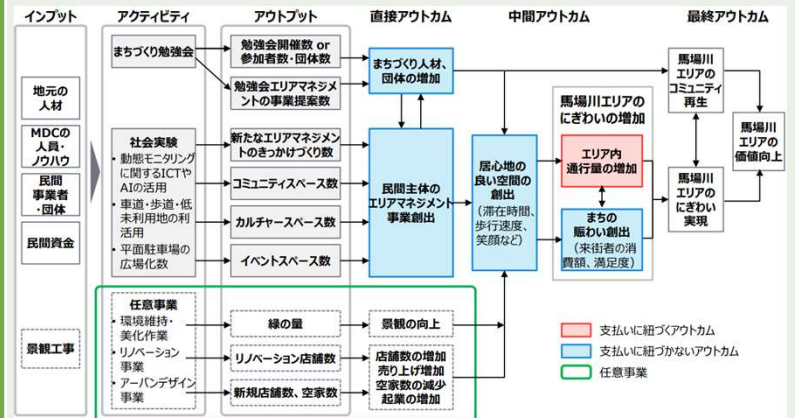
【事業概要】

前橋市アーバンデザインに基づく民間主体のまちづくりを進める上で、民間の創意工夫やノウハウを活かした事業を展開し、歩行者通行量の増加、まちづくり分野での成果の可視化に寄与する新たな指標のデータ収集及び蓄積を行う事業を実施。

地方公共団体	群馬県前橋市
事業名	SIBによる前橋市アーバンデザイン推進業務
社会課題	遊休不動産の増加などがまちの賑わい喪失の悪循環につながっており、市街地の経済活動の低迷による税収減少、地域維持への行政介入の必要性といった形で、財政逼迫という社会課題の遠因にもなっている。複雑化、多様化する社会課題の解決のためのサービス提供を、行政単独で対応することが困難になっており、 まちづくりにおける市民力の活用 が求められている。
目指す成果	- 民間の創意工夫やノウハウを活かす成果連動型の契約方式への転換による、事業の質及び成果の向上、費用対効果の改善等 - まちづくり活動への地域のコミュニティ等の参入や連携の促進 - まちづくり分野での新たな指標のデータ収集・蓄積 - SIBでのリスク分散による、まちづくりへの参画機会の創出等
事業対象者	中心市街地の利用者・利害関係者、地域住民、学生・若者等
事業実施体制	委託者 前橋市 中間支援組織 デロイト トーマツ 受託者 前橋デザイン コミッション すみれ地域信託 事業対象者 第一生命保険 ①業務委託契約 ②信託契約、当初信託 ③信託受益権購入 ④受益権代金を追加信託 ⑤資金提供 ⑥サービス提供 ⑦評価 ⑧支払 ⑨優先受益権配当 ⑩劣後受益権配当 ※国土交通省「地方公共団体に 対するまちづくり分野における SIB導入支援業務」により派遣
事業期間	令和3年9月～令和6年7月
委託費	13,100千円（固定：7,400千円、成果連動上限：5,700千円） ※事業期間に応じた債務負担行為あり。

主な サービス内容

地域のまちづくり活動の担い手を育成するとともに、屋外空間利活用を始めとする**エリアマネジメント活動の主体的な取り組みを継続し**、住民及び来街者や事業関係者の様々なアクティビティを生み出す通りを形成、まちの賑わいを創出し、**地域コミュニティの再生及びエリア価値の向上**を図る。



○ 馬場川エリアの1か月間の歩行者量→ 成果:51,039人

成果指標値(人)	～45,387	45,388 ～47,909	47,910 ～50,431	50,432
支払額(千円)	0	1,900	3,800	5,700

（参考）成果支払に紐づかないモニタリング指標

① 居心地の良さ（国土交通省「まちなかの居心地の良さを測る指標」を採用）
② 来街者の消費額
③ 来街者の満足度
④ 街づくり活動の開催数 i) 勉強会開催数、参加者数、ii) エリア内の事業提案数、 iii) エリア内のきっかけづくり数、iv) コミュニティスペース数 v) カルチャースペース数、vi) イベントスペース数
⑤ 滞在時間
⑥ アクティビティ数
⑦ 空きテナント数（新規出店、売上）

【事例⑥】環境 愛知県名古屋市「環境配慮型行動促進モデル事業」



【事業概要】

家庭における温室効果ガス排出量削減を事業目標とし、家庭の電気使用量削減につながる環境配慮行動を促進する効果的な事業を実施。

地方公共団体	愛知県名古屋市
事業名	環境配慮型行動促進モデル事業
社会課題	環境分野において、世界的に脱炭素社会の実現に向けた取組みが加速するなか、国において2050年脱炭素社会の実現に向け、2030年に46%の温室効果ガス削減の目標値が掲げられ、家庭部門においては66%の削減が掲げられ、脱炭素型のライフスタイルへの転換が不可欠とされている。名古屋市でも、第4次名古屋市環境計画にて、 重点的な取組みの一つとして「環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくり」 を掲げ、 環境課題の解決や環境経済の活性化を図るため、民間活力を活用した取組みを推進すること としている。また、名古屋市公民連携指針でも社会情勢の変化に素早く的確に対応するため、 民間のポテンシャルをより効果的に活用する仕組みを構築し、多様な主体と連携して取り組む必要がある としている。
目指す成果	家庭における温室効果ガス排出量削減を事業目標とし、家庭の電気使用量削減につながる環境配慮型行動を促進する効果的な事業の実施をPFSにより実施する。
事業対象者	名古屋市内で小売電気事業者と契約している50,000世帯以上の一般世帯
事業実施体制	<pre> graph TD NagoyaCity[名古屋市] -- "①業務委託契約" --> ChubuElectric[中部電力ミライズ] ChubuElectric -- "②サービス提供" --> Targets[事業対象者] Targets -- "③評価" --> NagoyaCity NagoyaCity -- "④固定・成果支払" --> ChubuElectric DeroitTomatsu[デロイト トーマツ] -- "案件形成支援" --> NagoyaCity </pre>

事業期間	令和5年度～令和6年度										
委託費	20,000千円（固定：9,000千円、成果連動上限：11,000千円） ※ 事業期間に応じた債務負担行為あり。										
主なサービス内容	家庭向けWEB会員サービス「カテエネ」で、前年との使用実績や類似家庭との使用量比較が可能であり、ナッジを活用した手法も用いて省エネ行動を促進。 「カテエネ」では、毎月の電気使用量や電気料金を昨年の実績と比較できるため、省エネ意識が高まるとともに、似た家庭の平均値と比べることで、自宅が省エネできているかが分かります。 （出所）中部電力ミライズホームページ「名古屋からはじまる省エネの輪」でお知らせするコンテンツの例										
成果指標／支払基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th><th>支払基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 省エネ行動に係るアドバイスの送付・通知の受取世帯数</td><td> - 下限・上限値：50,000～75,000世帯 - 成果連動支払額の上限：1,800千円 - 単位あたり支払額：1世帯あたり72円 </td></tr> <tr> <td>② 省エネ行動の取組み方を理解した世帯割合</td><td> - 下限・上限値：45～60% - 成果連動支払額の上限：1,150千円 - 単位あたり支払額：0.01%あたり766.7円 </td></tr> <tr> <td>③ 省エネ行動を実践した世帯割合</td><td> - 下限・上限値：20～30% - 成果連動支払額の上限：4,600千円 - 単位あたり支払額：0.01%あたり4,600円 </td></tr> <tr> <td>④ 省エネ行動を習慣化した世帯割合</td><td> - 下限・上限値：77～97% - 成果連動支払額の上限：3,450千円 - 単位あたり支払額：77～87%は1%あたり115,000円 88～97%は1%あたり230,000円 </td></tr> </tbody> </table>	成果指標	支払基準	① 省エネ行動に係るアドバイスの送付・通知の受取世帯数	- 下限・上限値：50,000～75,000世帯 - 成果連動支払額の上限：1,800千円 - 単位あたり支払額：1世帯あたり72円	② 省エネ行動の取組み方を理解した世帯割合	- 下限・上限値：45～60% - 成果連動支払額の上限：1,150千円 - 単位あたり支払額：0.01%あたり766.7円	③ 省エネ行動を実践した世帯割合	- 下限・上限値：20～30% - 成果連動支払額の上限：4,600千円 - 単位あたり支払額：0.01%あたり4,600円	④ 省エネ行動を習慣化した世帯割合	- 下限・上限値：77～97% - 成果連動支払額の上限：3,450千円 - 単位あたり支払額：77～87%は1%あたり115,000円 88～97%は1%あたり230,000円
成果指標	支払基準										
① 省エネ行動に係るアドバイスの送付・通知の受取世帯数	- 下限・上限値：50,000～75,000世帯 - 成果連動支払額の上限：1,800千円 - 単位あたり支払額：1世帯あたり72円										
② 省エネ行動の取組み方を理解した世帯割合	- 下限・上限値：45～60% - 成果連動支払額の上限：1,150千円 - 単位あたり支払額：0.01%あたり766.7円										
③ 省エネ行動を実践した世帯割合	- 下限・上限値：20～30% - 成果連動支払額の上限：4,600千円 - 単位あたり支払額：0.01%あたり4,600円										
④ 省エネ行動を習慣化した世帯割合	- 下限・上限値：77～97% - 成果連動支払額の上限：3,450千円 - 単位あたり支払額：77～87%は1%あたり115,000円 88～97%は1%あたり230,000円										
事業効果	CO2排出削減 ※ 支払には連動しないが、事後評価により電力消費量を確認して効果検証を行う。										

【事例⑦】 少子化対策 山形県寒河江市「成婚促進業務委託事業」



【事業概要】

婚姻率の向上が少子化対策のポイントと考え、過去に実施してきた結婚支援に係る施策をより一層強化するため、婚活支援事業、結婚に係る啓発事業に成果連動の仕組みを取り入れて実施。

地方公共団体	山形県寒河江市
事業名	成婚促進業務委託事業
社会課題	寒河江市では少子高齢化が進行しており、令和3年の出生数は286人(平成23年の355人から約20%減)、65歳以上の人口割合は32.4%となっている。市の総合計画においても、基本政策の第1章に「子どもがすくすく育つまち」として 少子化対策が市の重要課題 として位置付けられている。本事業で解決すべき課題を「 少子化抑制に向けた結婚支援による婚姻率の向上 」とする。
目指す成果	解決すべき課題に設定した婚姻率の向上の最終的な目的は、市の少子高齢化と人口減少の抑制である。しかし、婚姻率向上策の効果として、最終的な成果である出生数の増加が実現するまでには時間を要するため、本事業の目標を「 少子化抑制に向けた成婚数の増加 」とする。
事業対象者	39歳以下の独身男女
事業実施体制	<pre> graph TD A[委託者 寒河江市] -- "③評価" --> B[受託者 ピュアナブライズ] B -- "②サービス提供" --> C[事業対象者] C -- "④固定・成果支払" --> A A -- "①業務委託契約" --> B D[中間支援組織 三菱UFJリサーチ & コンサルティング] -- "案件形成支援" --> A </pre> ※内閣府「令和4年度地方公共団体による成果連動型民間委託契約方式(PFS)に係る事業案件形成支援等業務」により派遣
事業期間	令和5年度～令和7年度
委託費	21,000千円(固定:7,500千円、成果連動上限:13,500千円) ※ 事業期間に応じた債務負担行為あり。

主なサービス内容

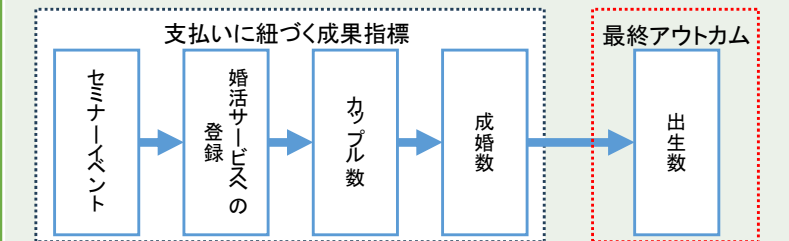
成婚数の増加に向けて、**婚活支援事業(紹介、仲介、相談対応など)**、**結婚に係る啓発事業(婚活セミナー、マッチングなど)**を実施。



(出所)寒河江市ホームページ

成果指標/支払基準

成果指標	支払基準
① 啓発事業参加者数	・参加者数×5,000円 ・年間上限値:実績値300名、支払額1,500千円
② 婚活サービス登録者数	・登録者数×30,000円 ・年間上限値:実績値30名、支払額900千円
③ 成婚数	・1件目を41千円、以降2千円ずつ報酬増加 ・年間上限値:実績値30件、支払額2,100千円



出生数の増加
出生・子どもの増加による社会便益
市税収の見込み

【事例⑧】 社会参加 茨城県古河市「古河市参加型支援事業」



【事業概要】

社会的な支援が必要とされるが、既存制度では利用できる資源が存在しない隙間のニーズをもつ者に対し、各種の社会資源とニーズを結び付け柔軟な支援メニューを新たに構築しながら、対象者一人ひとりに適した個別の社会参加の機会を提供し継続的な支援を行う。

地方公共団体	茨城県古河市										
事業名	古河市参加型支援事業										
社会課題	社会的弱者の内、支援・制度の隙間に取り残されてきた「ひきこもり者」等に対し、地域の資源を活用し、伴走的な支援をすることで、「社会参加」と「自己実現」を促し、地域共生社会の実現の礎とする。										
目指す成果	国が示す「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について（通知）」の「つながり指標」の内、「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」、「社会参加」、「相談」の5つの項目について、対象者の各個人の評価が以下の状態となるよう支援する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価の段階</th><th>評価の考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェーズ1</td><td>支援プランを作成し、支援を開始した当初の評価との比較で、「つながり指標」の「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」の内、2つ以上の項目において、評価基準（1から4まで）が、1段階以上上昇していることで、【フェーズ1】の達成したものとす。ただし、2か月連続で達成していることが要件。</td></tr> <tr> <td>フェーズ2</td><td>上記ア、【フェーズ1】の評価を維持し、支援開始当初の評価との比較で、「つながり指標」の「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」の内、すべての項目において、評価基準が1段階以上上昇していることで、【フェーズ2】を達成したものとす。ただし、2か月連続で達成していることが要件。</td></tr> <tr> <td>フェーズ3</td><td>【フェーズ2】の評価を維持し、支援開始当初の評価との比較で、「つながり指標」の「社会参加」の項目において、評価基準が1段階以上上昇していること及び、参加支援事業に、予め対象者と支援者が共に定めた日時に80%以上参加することを3か月達成したことで、【フェーズ3】を達成したものとす。</td></tr> <tr> <td>フェーズ4</td><td>【フェーズ3】の達成を経過した後に、「つながり指標」の「相談」の項目において、評価基準が3又は4の段階にあること及び、対象者と支援者で決めた「事業所の外での社会参加プログラム」に1か月間に1回以上かつ3か月間の内に3回以上参加できていることで、【フェーズ4】を達成したものとす。</td></tr> </tbody> </table>	評価の段階	評価の考え方	フェーズ1	支援プランを作成し、支援を開始した当初の評価との比較で、「つながり指標」の「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」の内、2つ以上の項目において、評価基準（1から4まで）が、1段階以上上昇していることで、【フェーズ1】の達成したものとす。ただし、2か月連続で達成していることが要件。	フェーズ2	上記ア、【フェーズ1】の評価を維持し、支援開始当初の評価との比較で、「つながり指標」の「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」の内、すべての項目において、評価基準が1段階以上上昇していることで、【フェーズ2】を達成したものとす。ただし、2か月連続で達成していることが要件。	フェーズ3	【フェーズ2】の評価を維持し、支援開始当初の評価との比較で、「つながり指標」の「社会参加」の項目において、評価基準が1段階以上上昇していること及び、参加支援事業に、予め対象者と支援者が共に定めた日時に80%以上参加することを3か月達成したことで、【フェーズ3】を達成したものとす。	フェーズ4	【フェーズ3】の達成を経過した後に、「つながり指標」の「相談」の項目において、評価基準が3又は4の段階にあること及び、対象者と支援者で決めた「事業所の外での社会参加プログラム」に1か月間に1回以上かつ3か月間の内に3回以上参加できていることで、【フェーズ4】を達成したものとす。
評価の段階	評価の考え方										
フェーズ1	支援プランを作成し、支援を開始した当初の評価との比較で、「つながり指標」の「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」の内、2つ以上の項目において、評価基準（1から4まで）が、1段階以上上昇していることで、【フェーズ1】の達成したものとす。ただし、2か月連続で達成していることが要件。										
フェーズ2	上記ア、【フェーズ1】の評価を維持し、支援開始当初の評価との比較で、「つながり指標」の「意欲」、「自己肯定感」、「対人関係」の内、すべての項目において、評価基準が1段階以上上昇していることで、【フェーズ2】を達成したものとす。ただし、2か月連続で達成していることが要件。										
フェーズ3	【フェーズ2】の評価を維持し、支援開始当初の評価との比較で、「つながり指標」の「社会参加」の項目において、評価基準が1段階以上上昇していること及び、参加支援事業に、予め対象者と支援者が共に定めた日時に80%以上参加することを3か月達成したことで、【フェーズ3】を達成したものとす。										
フェーズ4	【フェーズ3】の達成を経過した後に、「つながり指標」の「相談」の項目において、評価基準が3又は4の段階にあること及び、対象者と支援者で決めた「事業所の外での社会参加プログラム」に1か月間に1回以上かつ3か月間の内に3回以上参加できていることで、【フェーズ4】を達成したものとす。										
事業対象者	社会的弱者の内、「ひきこもり」、「ヤングケアラー」、「精神的な不調により未就学、未就労、離職状態にある者」等										
事業期間	令和3年度～令和5年度 【試行期】 令和3年12月～令和4年1月（成果連動支払いなし） 【PFS期】 令和4年2月～令和6年1月										

事業実施体制																	
委託費	15,294千円（固定：12,294千円、成果連動上限：3,000千円） ※ 事業期間に応じた債務負担行為あり。																
主なサービス内容	「相談窓口設置、訪問、移動支援」、「マッチングとメニューづくり」、「定着支援・受け入れ先の支援」、「就労準備支援」を実施。																
成果指標／支払基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な成果指標</th><th>支払基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象者（家族）への延べアクション数 → 成果：976回</td><td> ・ 基準値：R4年 200回、R5年 400回 ・ 1,500円/基準値より1回増 </td></tr> <tr> <td>② 関連機関等との連携延べアクション数 → 成果：435回</td><td> ・ 基準値：150回/年 ・ 1,500円/基準値より1回増 </td></tr> <tr> <td>③ 対象者宅等への延べ訪問支援回数 → 成果：73回</td><td> ・ 基準値：15回/年 ・ 15,000円/基準値より1回増 </td></tr> <tr> <td>④ 支援プラン作成件数 → 成果：8件</td><td> ・ 基準値：5件/年 ・ 30,000円/基準値より1件増 </td></tr> <tr> <td>⑤ フェーズ1～フェーズ4までの達成総数 → 成果：15件</td><td> ・ 基準値：5件/年 ・ 30,000円/基準値より1件増 </td></tr> <tr> <td>⑥ 他分野・他機関への送致数 → 成果：8件</td><td> ・ 基準値：なし ・ 30,000円/1件増 </td></tr> <tr> <td>⑦ 支援期間終了後のフォローアップ → 成果：9件</td><td> ・ 基準値：1人1月1回以上 ・ 7,500円/1回増 </td></tr> </tbody> </table>	主な成果指標	支払基準	① 対象者（家族）への延べアクション数 → 成果：976回	・ 基準値：R4年 200回、R5年 400回 ・ 1,500円/基準値より1回増	② 関連機関等との連携延べアクション数 → 成果：435回	・ 基準値：150回/年 ・ 1,500円/基準値より1回増	③ 対象者宅等への延べ訪問支援回数 → 成果：73回	・ 基準値：15回/年 ・ 15,000円/基準値より1回増	④ 支援プラン作成件数 → 成果：8件	・ 基準値：5件/年 ・ 30,000円/基準値より1件増	⑤ フェーズ1～フェーズ4までの達成総数 → 成果：15件	・ 基準値：5件/年 ・ 30,000円/基準値より1件増	⑥ 他分野・他機関への送致数 → 成果：8件	・ 基準値：なし ・ 30,000円/1件増	⑦ 支援期間終了後のフォローアップ → 成果：9件	・ 基準値：1人1月1回以上 ・ 7,500円/1回増
主な成果指標	支払基準																
① 対象者（家族）への延べアクション数 → 成果：976回	・ 基準値：R4年 200回、R5年 400回 ・ 1,500円/基準値より1回増																
② 関連機関等との連携延べアクション数 → 成果：435回	・ 基準値：150回/年 ・ 1,500円/基準値より1回増																
③ 対象者宅等への延べ訪問支援回数 → 成果：73回	・ 基準値：15回/年 ・ 15,000円/基準値より1回増																
④ 支援プラン作成件数 → 成果：8件	・ 基準値：5件/年 ・ 30,000円/基準値より1件増																
⑤ フェーズ1～フェーズ4までの達成総数 → 成果：15件	・ 基準値：5件/年 ・ 30,000円/基準値より1件増																
⑥ 他分野・他機関への送致数 → 成果：8件	・ 基準値：なし ・ 30,000円/1件増																
⑦ 支援期間終了後のフォローアップ → 成果：9件	・ 基準値：1人1月1回以上 ・ 7,500円/1回増																

国の支援メニュー



PFSアクションプラン(令和5年度～7年度)の概要

PFSの推進に向けた情報・意見交換、連絡調整を行うため、令和元年度に「成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議」(構成員:内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)を設置。令和4年度の関係府省庁連絡会議において、令和7年度までのPFS取組事項等を取りまとめたアクションプランを決定。

PFSの普及の現状

- 令和6年度末で **154団体、323件** のPFSが実施 ※令和3年度末は82団体、100件(うち重点3分野:66団体、65件)
- その内、**重点3分野(医療・健康、介護、再犯防止)**が全体の約8割 を占める

普及促進の進め方

- 重点3分野の事例を蓄積しつつ、**就労支援、まちづくり、環境など、多様な分野への横展開**を進める
- モデル性の高い成果指標の設定等を行う、**先導的なPFS事業の形成**を促進する

普及促進のKPI

1. PFS事業案件数(3年間で90件) ⇒ 令和6年度末の達成状況:93件	2. 重点3分野の新規団体数(3年間で60団体) ⇒ 令和6年度末の達成状況:28団体	3. 先導的なPFS事業の案件を組成 ⇒ 令和6年度末の達成状況:1件
--	---	---

具体的な普及促進の施策

- 分野横断的に取り組む事項:専門家派遣、新たな普及啓発・推進体制の構築、戦略的な予算確保 等
- 医療・健康、介護分野(厚生労働省、経済産業省):支払額等や成果指標の評価の根拠となるエビデンス環境の整備 等
- 再犯防止(法務省):分野別の手引きを地方公共団体等へ周知、内容を充実 等

アクションプランの総括

- 令和7年度末までに、成果連動の導入を原則とする事業領域、政策、制度を特定するなど、本アクションプランを総括し、その後の政策に活用

● PFSに関する普及啓発

- ホームページでのPFSに関する情報発信 [内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省]
- PFS推進に向けたセミナー(首長セミナー等)の開催 [内閣府、経済産業省、国土交通省]
 - R6年度の実績：8月9日実務者セミナー、11月25日首長セミナー、2月25日実務者セミナー
 - R7年度の予定：8月1日実務者セミナー、11月頃 首長セミナー、2月頃 実務者セミナー②

● 事業検討段階での支援

- 自治体職員研修等への内閣府職員派遣 [内閣府]
- ヘルスケア分野(大腸がん検診受診勧奨業務等)における事業組成パックの公表 [経済産業省]

● 事業組成段階での支援

- 個別相談の実施 [内閣府、経済産業省]
- 専門家派遣 [内閣府]
- 案件形成支援(コンサルによるハンズオン支援) [内閣府、経済産業省]
 - R7年度の支援先：山口県美祢市、長崎県長崎市
- 官民ニーズ・シーズリスト [内閣府]
- 関係府省庁へのエビデンス照会 [内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省]

● 事業実施段階での支援

- PFS推進交付金(成果連動部分の2分の1(上限40百万円)補助) [内閣府]
 - R7年度の採択先：青森県弘前市、鳥取県湯梨浜町 他
- 成果評価支援事業(内閣府が派遣するコンサルによる成果評価支援) [内閣府]
 - R7年度の支援先：青森県弘前市、鳥取県湯梨浜町 他



PFS/SIB実務者セミナー2025

日時	2025年8月1日(金) 14:00～15:00
開催形式	オンライン形式(Zoom)
プログラム	01 PFSの概要と導入により期待される効果 三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社 大塚 敬
	02 PFS推進に向けた支援施策の紹介 内閣府 成果連動型事業推進室
	03 導入事例の紹介 ・医療費削減 –がん検診の受診率向上– (八王子市) ・健康増進 –フレイル予防– (各務原市)
対象者	PFS/SIB導入に関心のある地方公共団体職員、民間事業者、金融機関等
定員	300名程度(先着順)

お申し込み方法

右の申し込みフォームまたは二次元コードより
参加登録をお願いいたします。

<https://murc-iimukyoku.smartcore.jp/pfs-iitsumusya>

※定員300名に達し次第、エントリー期限内でも申し込みを締め切らせていただきます。



申し込み期限

7月25日(金)
17時まで

問合せ先

内閣府PFS/SIB実務者セミナー2025事務局
 (三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社)
 E-mail : pfs-seminar@murc.jp

主 催 : 内 閣 府

ご清聴ありがとうございました。



内閣府 成果連動型事業推進室

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎8号館12階

TEL: 03-6257-1168

URL: <https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html>



【PFS推進室 公式YouTubeチャンネル】
セミナーなどの動画を配信しています。

URL: <https://www.youtube.com/channel/UCKAODg6ASo85mfUAmq5L8tw>

